

薬生食輸発0513第1号  
令和4年5月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産及びフィリピン産マンゴーのクロルピリホス)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年4月26日付け薬生食輸発0426第1号)により通知したところである。

令和3年5月13日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	生鮮マンゴーにあつては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであつて、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。冷凍カットマンゴ	クロルピリホス プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法に	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

	ー及びフリーズドライマンゴーにあつては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルピリホス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。			ついて」によること。	
--	--	--	--	------------	--

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	生鮮マンゴーにあつては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであつて、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあつては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルピリホス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルピリホス プロピコナゾール	別表 1 の 3 によること。	平成17年1月24日付け食安発第 0124001 号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホス及び基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改め、

2 . 別添 1 のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホスフェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるクロルピリホス及び基準値（0.01ppm）を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホスフェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホス及び基準値（0.01ppm）を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。

に改める。